

役員退職手当規程

平成27年4月1日施行

(総則)

第1条 役員（常勤の役員をいう。以下同じ。）に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、役員が退職したとき又は解任されたときはその者に、死亡により退職したときはその遺族に支給する。ただし、役員が、電気事業法（昭和39年法律第170号）第28条の23第5項又は第6項の規定に基づき解任されたときは、当該役員には退職手当は支給しない。

2 退職手当は、法令等に基づき控除すべき金額がある場合には、支払うべき退職手当の金額からその金額を控除して支給する。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき、役員が退職し、又は解任された日におけるその者の本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額を基礎とし、これに理事長が別に定める委員会又は理事長が指名する外部の者（以下「委員会等」という。）が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額にさらに100分87を乗じて得た額とする。ただし、第5条第1項及び第6条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の基本額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額を基礎とし、これに委員会等が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額にさらに100分87を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(在職期間の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎となる在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。

- 2 前条ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(在職期間の計算等の特例)

- 第5条 役員のうち、理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて国家公務員（国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続いて国家公務員として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間を、役員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第3条ただし書の適用にかかる本給月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、理事長が別に定める額とする。
- 3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 4 役員が第1項に規定する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。
- 5 第3項に規定する役員が退職した場合（前項に該当する役員を除く。）の退職手当の額については、当該退職の日に国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の第3項に規定する役員としての在職期間（国家公務員として引き続いた在職期間を含む。）を、国家公務員退職手当法第7条に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。
- 6 前項の場合において当該退職の日における本給月額は、当該役員が第3項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎に、当該役員の役員としての引き続いた在職期間等を勘案し、理事長が別に定める額とする。

(再任等の取扱い)

第6条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたとき、並びにやむを得ない事情により前記任命の手続きが遅延したときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前またはその翌日において役職を異にする役員に任命されたとき、並びにやむを得ない事情により前記任命の手続きが遅延したときも同様とする。

2 前項の規定による場合において、役員が現実に在職しなかった日数については、第4条の規定により暦に従って在職期間及び役職別期間を計算するに当たり、その日数を除くものとする。

(遺族の範囲及び支給順位)

第7条 第2条第1項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
 - 三 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあっては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にし、その他の親族については、役員と親等の近い者を先順位とする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族の受給資格証明)

第8条 第2条第1項に規定する遺族が退職手当の支給を受けるときは、戸籍謄本、住民登録謄本その他遺族である事実を証明する書類を提出しなければならない。

(端数の処理)

第9条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。